

広島市人事委員会規則第2号

令和8年3月12日

広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

広島市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「医師、歯科医師」を「任用規則第11条第4号に規定する職のうち、医師、歯科医師」に改め、「、看護師、准看護師」を削り、「言語聴覚士及び歯科衛生士」を「言語聴覚士、歯科衛生士」に改め、「歯科衛生士」の右に「、看護師及び看護教員の免許又は資格を必要とする職」を加え、同条第3号中「第11条」の右に「第3号、」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。